

令和5年度

財政援助団体等監査  
結果報告書

印西市監査委員

# 財政援助団体等監査 結果報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査  
(公の施設の管理団体)

## 2 監査の対象

施設名称：中央駅南コミュニティセンター  
管理団体：サザンプラザ運営協議会  
所管課：市民部市民活動推進課

## 3 監査実施日

令和5年9月26日(火)

## 4 監査実施場所

中央駅南コミュニティセンター集会室1

## 5 監査対象施設の指定管理の概要

### (1) 関係法令等

- ・印西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
- ・印西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則
- ・中央駅南コミュニティセンターの管理及び運営に関する基本協定書
- ・中央駅南コミュニティセンターの管理運営に関する年度協定書

### (2) 位置、管理

- ・位置：印西市原山三丁目3番地
- ・管理：指定管理者

### (3) 指定管理者が行う業務

- ・中央駅南コミュニティセンターの管理及び運営に関すること

### (4) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### (5) 指定管理料

基本協定書…各年度上限額	令和3年度	30,232,000円
	令和4年度	30,414,000円

	令和5年度	30,744,000円
	令和6年度	31,643,000円
	令和7年度	31,793,000円
年度協定書…各年度上限額	令和3年度	28,171,000円
	令和4年度	28,557,000円
	令和5年度	30,744,000円

## 6 指定管理者の概要

### (1) 設立年月日

平成8年4月1日

### (2) 業務内容

- ・サザンプラザの管理・運営
- ・地域住民コミュニティ活動の拠点として活動の支援と促進
- ・各部が執行する事業により、地域住民の親睦を図り交流を深めること
- ・その他（福祉の増進、文化の向上等）コミュニティの醸成

### (3) 団体役員

理事10人・監事1人

### (4) 中央駅南コミュニティセンターにおける実施業務・体制

- ・施設運營業務  
全館事業、総務事業、広報事業、文化事業、図書事業、福祉事業、ふれあい事業
- ・実施体制  
常時3名以上

## 7 監査方法

サザンプラザ運営協議会は、市が設置した中央駅南コミュニティセンターの指定管理者であることから、施設の管理及び運営が関係法令等の定めるところにより適正に行われているかについて、担当者からの資料提出及び説明聴取により監査を実施した。

また、市民活動推進課は、中央駅南コミュニティセンターの所管課であることから、管理運営に関する協定の手続きが適正であるか、指定管理者に係る指導監督が適正であるか等について確認した。

## 8 監査結果

提出及び提示のあった資料及び聞き取りによる監査を行ったところ、中央駅南コミュニティセンターの管理運営については、関係法令等に沿って概ね適正に行われているものと認められた。

## 9 意見

- ① 指定管理者において危機管理マニュアルを作成していたが、市との共有がなされていなかったため、共有を図るよう改善に努めていただきたい。
- ② 予算積算時における消費税額の算定方法について、課税・非課税項目を考慮した算定根拠で作成するよう改善に努めていただきたい。
- ③ 令和5年10月1日開始のインボイス制度について、指定管理者と市において、書類の取り扱い方法など情報の共有を図り、対応していただきたい。
- ④ 所管課の市民活動推進課については、事業計画書、事業報告書の精査や団体への指導監督等の業務が適時適正に行われている。引き続き、指定管理者との連携を図り情報共有に努めていただきたい。

## 10 むすび

中央駅南コミュニティセンターは、市民の連帯意識を高め、健康で文化的な地域コミュニティの形成を推進し、もって市民の福祉の増進を図るため設置された施設である。本施設が、内野・原山・高花・戸神台地区に居住する方々の地域活動の拠点として、地域住民相互の親睦を深める役割を果たすとともに、福祉の増進と文化の向上に寄与するものと認識している。

今後とも、双方で連携を図りながら、各種事業の運営及び施設の適正管理に取り組まれるよう期待する。